

# アスベスト調査をするための資格 が完全義務化されています (令和5年~)



2023年(令和5年)10月から改正

事前調査と届出は、調査者資格がないと実施できない

※義務化までは調査者以外が調査することも可能

令和5年 10月から	アスベストの 調査	作業責任者	現場作業
調査者	○	×	×
作業主任者	×	○	○
特別教育	×	×	○

# 解体・改修工事は、竣工年・大小に係らずアスベスト含有に関する事前調査は必要です

(R5.10～) 調査に資格が必要

アスベストの調査



大防法  
18条の17第1項

H18.9.1以降の着手は調査義務対象外

看板は公衆に掲示

安衛法石綿則  
3条

対象外にはなっていない  
(全てが対象)

看板は労働者に掲示

ご不明の点は京都労働基準協会へ  
075-353-3503

建物の施工時期・大小を問わず、調査が必要

# 事前調査の必要がない場合って、どんな時？

かつ

除去等を行う材料が明らかに石綿が不含  
(木材・金属・石・ガラス等)

その作業で、周囲の材料を損傷させない



調査対象外

現存する材料の除去を行わず、新たな材料を追加するのみの作業  
(塗装の上塗り)

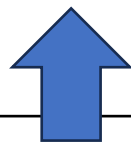


極めて軽微な損傷しか与えない作業  
(釘による固定、くぎ抜き等)



電動工具等による穴あけは調査要





逆に言えば、これら以外の解体・改修工事等には事前調査が必要となります  
**※電気設備工事、水道工事、浴槽工事、屋根工事、防水工事、クーラー設置等**  
 に伴う床や壁・天井の穴あけ作業などについても事前調査の対象となり得ます

## アスベストの事前調査結果報告が必要です 労基署・役所への電子申請（2022年4月～）

### □ 報告の対象（新規則第16条の11第1項）



#### 解体工事

床面積合計80m<sup>2</sup>以上



#### 建築物の改造・補修工事

請負代金合計100万円以上

（材料費・消費税を含む。）



#### 工作物※の解体・改造等工事

請負代金合計100万円以上

（材料費・消費税を含む。）

※環境大臣が定めるものに限る

この要件をみたしてなくても、事前調査自体は必要です。

ご不明の点は京都労働基準協会へ  
 075-353-3503

※令和4年4月1日から適用